

富山県警察の一般職員の被服の貸与等に関する訓令

富山県警察本部訓令第2号

富山県警察の一般職員の被服の貸与等に関する訓令を次のように定める。

平成7年1月30日

富山県警察本部長

富山県警察の一般職員の被服の貸与等に関する訓令

富山県警察の一般職員の被服等の貸与に関する訓令（昭和36年富山県警察本部訓令第21号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、富山県警察の一般職員（交通巡視員を除く。以下同じ。）の被服及び装備品（以下「被服等」という。）の貸与その他の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（貸与の範囲、貸与品目等）

第2条 被服等の貸与を受ける一般職員（以下「被貸与者」という。）の範囲並びに被服等の品目、貸与員数及び貸与期間は、別表第1のとおりとする。ただし、予算その他特別の事由がある場合には、その員数を増減し、又は貸与期間を延長若しくは短縮することができる。

2 運転免許技能試験官の被服等の色、地質及び制式は、別表第2のとおりとする。

（管理）

第3条 警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、総合職員情報管理システムの給貸与品管理台帳等を利用し被服等を適正に管理しなければならない。また、被服等を保管する場合は、施錠した場所で保管するなど、適正に管理しなければならない。

2 所属長は、総合職員情報管理システムの被服一覧等を利用し、所属の被貸与者に係る被服等を適正に管理しなければならない。また、被服等を保管する場合は、施錠した場所で保管するなど、適正に管理しなければならない。

3 被貸与者は被服等を適正に管理しなければならない。また、被服等を保管する場合は、施錠した場所で保管するなど、適正に管理しなければならない。

（着用）

第4条 被貸与者は、その職務に従事する場合、特別の事情がない限り、貸与を受けた被服等を着用しはなければならない。

2 被貸与者は、貸与された被服等を他人に譲渡し、又は貸与の目的以外に使用してはならない。

（交付及び再交付）

第5条 富山県警察の警察官等の被服の支給及び装備品の貸与に関する訓令（平成6年富山県警察本部訓令第11号。以下「警察官被服訓令」という。）第7条第1項及び第2項の規定は被服等を貸与する場合について、同条第3項及び第4項の規定は所属の被貸与

者について新たに被服等を貸与する必要が生じた場合について、警察官被服訓令第9条第1項及び第2項の規定は被服等を処理する場合について、警察官被服訓令第10条第1項及び第2項の規定は被貸与者が貸与を受けた被服等を滅失等した場合について、警察官被服訓令第11条第1項及び第2項の規定は被貸与者が被服等の再交付を受ける場合について準用する。この場合において、警察官被服訓令第7条第1項中「支給品又は貸与品」とあるのは「被服等」と、同条第3項及び第4項中「特殊被服等」とあるのは「被服等」と、警察官被服訓令第9条第1項中「支給品及び貸与品」とあるのは「被服等」と、警察官被服訓令第10条第1項中「支給品又は貸与品」とあるのは「被服等」と、警察官被服訓令第11条第1項及び第2項中「支給品及び貸与品」とあるのは「被服等」と読み替えるものとする。

- 2 被貸与者が貸与を受けた被服等を滅失し、又は毀損した場合において、それがその者の故意又は重大な過失によるものであるときは、その者に、当該被服等の調整実費（貸与期間の全月数で除して得た額に貸与期間の残余月数を乗じて得た額）を弁償させるものとする。

（返納）

第6条 警察官被服訓令第8条第1項の規定は、所属の被貸与者が貸与を受けた被服等の貸与期間中に退職、身分の異動等により当該被服等を着用する必要がなくなった場合について、同条第2項の規定は所属の被貸与者が貸与を受けた被服等の貸与期間中に死亡した場合について準用する。この場合において、同条第1項中「支給品及び貸与品」とあるのは、「当該被服等」と、同条第2項中「支給品及び貸与品」とあるのは「貸与に係る被服等」と読み替えるものとする。

- 2 所属長は、所属の被貸与者が貸与を受けた被服等の貸与期間が満了したときは、その者から当該被服等の返納を受け、警察官被服訓令に定める給貸与品返納書を添えて、遅滞なく警務課長に送付しなければならない。ただし、警務課長が特に指定した品目に係る被服等については、この限りでない。

附 則

この訓令は、平成7年2月1日から施行する。

附 則（平成9年3月3日本部訓令第4号）

この訓令は、平成9年3月10日から施行する。

附 則（平成10年11月24日本部訓令第17号）

この訓令は、平成10年12月1日から施行する。

附 則（平成14年9月26日本部訓令第26号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日本部訓令第8号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月10日本部訓令第1号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日本部訓令第3号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成19年3月23日から施行する。

附 則（平成20年3月18日本部訓令第4号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第15項から第28項までの改正規定は、平成20年3月24日から施行する。

附 則（令和4年9月8日本部訓令第26号）

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和6年6月14日本部訓令第12号）

この訓令は、令和6年6月14日から施行する。

※ 以下省略